



DPCについて

入院費について

当院は、平成 21 年 4 月 1 日から厚生労働省の指定を受け「DPC/PDPS（包括評価方式に基づく 1 日当たり定額報酬算定制度）」という新しい医療費制度で入院医療費の請求を行う病院となりました。

DPC 制度（DPC/PDPS）とは

これまでの計算方法は、診療行為ごとにかかったそれぞれの費用を合計して入院医療費を計算する方法で「出来高方式」といいます。DPC 制度とは、入院される患者様の病名や病状などをもとに手術や処置の内容に応じて、厚生労働省が定めた分類ごとの 1 日当たりの定額（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高（手術、リハビリ等）を組み合わせる新しい計算方法です。



入院医療費の計算方法が変わっても、今までの医療サービスや高額医療費の取扱いは変わりません。

当院は、急性期の医療機関として地域医療との緊密な連携を図りながら、患者様に質の高い医療を提供し安心してご利用いただけるよう努力いたします。

医療機関別係数（令和 6 年 6 月 1 日～）

医療機関別係数 1.680（基礎係数:1.0451 + 機能評価係数Ⅰ:0.0432 + 機能評価係数Ⅱ:0.0797）

患者さまへのお願い

・持参薬について

薬剤管理上必要となりますので、現在服用されているお薬のお薬手帳またはお薬の説明書などを必ずご持参ください。また入院前に当院でお薬を処方されている患者さんはお薬もご持参ください。ただし、安全管理上ご持参いただいたお薬を使用しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

・入院中の他医療機関受診について

当院入院期間中に、他の医療機関で診療を受けることや、お薬の処方を受ける（ご家族が薬を受け取りに行く場合も含まれます）ことは原則としてできません。

このような場合、必ず主治医や病棟看護師へご相談ください。

・差額発生について

入院後、主となる病名の変更や治療内容によって、当初の診断群分類が変更になる場合があります。その場合、入院初日に遡って計算し直すため、退院時などに差額分を調整させていただくことがあります。

不明な点は 1 階受付窓口へお問い合わせください。